〇松本市文化・スポーツ大会出場子ども応援祝金交付要綱

　　令和５年３月３０日

告示第１３０号

　（趣旨）

第１条　この要綱は、次代を担う子どもたちの文化芸術及びスポーツ競技における活躍を応援し、子どもたちの成長や才能の発掘などを未来に繋げるため、文化芸術又はスポーツ競技に係る大会（以下「大会」という。）に出場する者に対して松本市文化・スポーツ大会出場子ども応援祝金（以下「祝金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第２条　祝金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次条に規定する交付対象大会に出場する市民であって、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者（選手以外で監督、コーチ等として大会要項等に基づきエントリーして出場する者を含む。）とする。

２　前項の規定にかかわらず、交付対象者が所属する文化・スポーツ団体は、交付対象者から承諾を受けた場合に限り、当該交付対象者に係る祝金の交付を受けることができる。

　（交付対象大会）

第３条　祝金の対象となる大会（以下「交付対象大会」という。）は、文化芸術又はスポーツ競技に係る全国大会又は国際大会であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

　⑴　大会の出場に当たり、県大会以上の予選会、選考会等を経て出場するもの。ただし、大会主催者が認める選出方法（推薦、標準記録等）により予選会、選考会等を免除された場合は、この限りでない。

　⑵　開催地枠、招待枠その他の成績によらない理由で出場する大会でないもの

　⑶　出場者の順位を競う大会であって、単なる出場者の交流を目的とするものでないもの

　⑷　予選会に参加した全ての者又は団体が出場できる大会でないもの

（祝金の額）

第４条　祝金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　全国大会　交付対象者１人につき３０，０００円

　⑵　国際大会　交付対象者１人につき５０，０００円

（交付申請）

第５条　祝金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、出場した交付対象大会が終了した日の翌月末日までに、松本市文化・スポーツ大会出場子ども応援祝金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、３月に行われた大会については、当該年度の末日までに申請書を提出するものとする。

⑴　交付対象大会の要項等

⑵　交付対象者が交付対象大会に参加したことが分かる書類

　⑶　交付対象大会に係る予選会等の成績が分かる書類

　⑷　交付対象大会の結果が分かる書類

２　前項の規定による申請は、同一年度内に１交付対象者につき２回までとする。

３　第２条第２項の規定により祝金の交付を受けようとする団体は、第１項の申請書とともに松本市文化・スポーツ大会出場子ども応援祝金団体申請承諾書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、祝金の交付を決定したときは、松本市文化・スポーツ大会出場子ども応援祝金交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

　（交付の決定の取消）

第７条　市長は、前条の規定により祝金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、偽りその他不正な手段により交付決定を受けたときは、当該交付決定者に係る祝金の交付の決定を取り消すものとする。

２　市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、松本市文化・スポーツ大会出場子ども応援祝金交付決定取消通知書（様式第４号）により交付決定者に通知するものとする。

　（祝金の返還）

第８条　市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に祝金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

　（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

　（松本市競技会・発表会出場者祝金交付要綱の廃止）

２　松本市競技会・発表会出場者祝金交付要綱（平成３０年告示第７９号）は、廃止する。

３　この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の松本市競技会・発表会出場者祝金交付要綱（以下「廃止前の要綱」という。）の規定により競技会出場者祝金又は発表会出場者祝金の交付決定を受けた者については、廃止前の要綱第４条及び第７条から第９条までの規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

附　則（令和６年３月６日告示第８４号）

　（施行期日）

１　この告示は、令和６年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この告示による改正後の松本市文化・スポーツ大会出場子ども応援祝金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる交付対象大会に係るものから適用し、施行日前に行われる交付対象大会に係るものについては、なお従前の例による。

３　この告示による改正前の松本市文化・スポーツ大会出場子ども応援祝金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。